

VII 教職員の定数

児童生徒数・学級数の増減等により、標準法等に基づく教職員定数の計は16人の増となる。

(単位:人)

区 分		条 例 定 数			
		令和4年度	令和3年度	増 減	
教 職 員	県 立 学 校		12,962	13,061	△ 99
	市 町 村 立	小 学 校	9,517	9,396	121
		中 学 校	5,503	5,513	△ 10
		特 別 支 援 学 校 等	206	211	△ 5
	計		28,188	28,181	7
県教育委員会職員(県立学校を除く)		768	759	9	
合 計		28,956	28,940	16	

※ 標準法とは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」をいい、全国的に教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、学級編制及び教職員定数の標準等を定めたものである。